

#### このリリースに関する連絡先:

三島祐子 広報担当アシスタントマネージャー 03 6271 9408 yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、仙台市におけるタイのガンクル・エンジニアリングによるメガソーラー事業の開発及びプロジェクトファイナンスの組成において法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 1 月 23 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(所在地:東京都港区、代表パートナー:ジェレミー・ピッツ)は、タイのエネルギー関連企業「Gunkul Engineering Public Company Limited(以下、ガンクル・エンジニアリング)」による、宮城県仙台市におけるメガソーラー事業の開発及びプロジェクトファイナンスの組成において、同社に対し法的アドバイスを提供しました。

ガンクル・エンジニアリングは、タイを拠点とするエンジニアリング大手であり、送配電線向け電気機器の製造、販売、再生可能エネルギー等、発電所の開発・運営を手掛けています。

本プロジェクトは、ガンクル・エンジニアリングが仙台市における出力 38.1MW のメガソーラー事業に投資し、建設・操業するものです。プロジェクトファイナンスの組成に当たっては、みずほ銀行のほか、地方銀行 8 行の計 9 行が参加し、みずほ銀行がアレンジャーを担当しました。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループの代表である 江口直明をリード・パートナーとし、同じく東京事務所同グループの鈴木泰治郎、バンコク 事務所の Permsak Krairiksh が主に本件を担当しました。また、東京事務所からは、小林真 一、簾田桂介、和田卓也、大澤崇、石井庸子及び関口毅人が本件に携わりました。

本案件について江口直明弁護士は、「タイ企業がスポンサーとなる先駆的なメガソーラー事業に貢献することができ、心より光栄に思います。私たちは、今後もお客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります。」と述べています。

# 本件における責任者



江口 直明 銀行・金融グループ代表パートナー 03 6271 9441 naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー &マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員 会のメンバー。東京事務所の銀行・金融グループは、2016年の Chambers Asia-Pacific と The Legal 500 Asia Pacific において、Banking & Finance: International の分野で Band 1 にランクされた。



鈴木 泰治郎 銀行・金融グループ 03 6271 9701 taijiro.suzuki@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融グループに所属。銀行・金融取引全般、証券化・流動 化案件、不動産取引、再生可能エネルギー案件。国内外のクライアントに対す るプロジェクトファイナンスその他ファイナンス全般におけるサポート及びア ドバイスを提供。また、国内外ファンドによる不動産その他の資産を裏付資産と する証券化・流動化案件のストラクチャリング・契約書作成・契約交渉等を手が ける。

# ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。 私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独 自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨 る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に 臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

### www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)は、ベーカーマッケンジーの東京事務所とし て 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネス に関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を 有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、 M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、 製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

#### www.bakermckenzie.co.jp







ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショ ナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及びベーカー&マッケンジーインター ナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提 供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」と は、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれか の法律事務所のオフィスを指します。